○小山市事業系廃棄物処理機器設置費補助金交付要領

（目的）

第１条　この要領は、事業用廃棄物処理機器を設置した事業者に対し、小山市事業系廃棄物処理機器設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、事業所から排出される食品廃棄物等の自己処理を促し、もって、廃棄物の減量化及び資源化を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　食品廃棄物等　食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成１２年法律第１１６号）第２条第２項に規定する食品廃棄物等をいう。

(2)　事業用廃棄物処理機器（以下「機器」という。）　事業活動に伴い発生した食品廃棄物等を微生物等の活動又は乾燥装置により、堆肥化又は減量化する事業用電動式の機器（ディスポーザー方式を除く。）をいう。

(3)　事業系一般廃棄物　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。）第２条第２項に規定する一般廃棄物のうち、事業活動に伴って生じたものをいう。

（交付対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1)　市内に事業所等を有し、かつ、市内で事業活動を営む者。なお、個人にあっては、本市の住民基本台帳に記録されている者

(2)　事業系一般廃棄物のうち、食品廃棄物等を、機器を設置し、適切に処理できる者

(3)　市税等の滞納がない者

（補助金の額等）

第 4 条　補助金の額は、機器の設置に要した費用に 3 分の 2 を乗じた額（1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし１００万円を限度とする。

2　本補助金の交付は、一事業所につき一台とし一回を限度とする。

（交付の申請）

第 5 条　補助金の交付を申請しようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、小山市事業系廃棄物処理機器設置費補助金交付申請書（様式第 1 号）に次の各号に掲げるものを添付して市長に申請しなければならない。

(1)事業計画書（様式第 2 号）

(2)設置場所の案内図及び配置図

(3)見積書の写し

(4)仕様書等（製品の概要がわかるもの）

(5)法人：登記簿謄本

　個人：住民票及び市内に事業所があることが分かるもの

(6)その他市長が必要と認める書類

（補助の決定等）

第 6 条　市長は、前条第 1 項の補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2　市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、小山市事業系廃棄物処理機器設置費補助金交付決定通知書（様式第 3 号）又は小山市事業系廃棄物処理機器設置費補助金不交付決定通知書（様式第 4 号）により、当該申請にかかる申請者に通知するものとする。

（変更の承認申請等）

第７条　前条第２項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が当該交付決定を受けた内容を変更しようとするときは、事前に小山市事業系廃棄物処理機器設置費補助金変更申請書(様式第５号)に、当該変更にかかる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

２　市長は、前項の申請書が提出された場合は、その内容を審査し、変更の可否を決定し、小山市事業系廃棄物処理機器設置費補助金変更承認通知書（様式第６号）又は小山市事業系廃棄物処理機器設置費補助金変更不承認通知書（様式第７号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（完了届）

第８条　交付決定者は、補助金に係る設置事業を完了したときは小山市事業系廃棄物処理機器設置費補助金設置完了届（様式第８号。以下「完了届」という。）に次の書類を添付して速やかに市長に提出しなければならない。

(1)機器を購入したことを証明する領収書及び保証書の写し

(2)機器の設置前及び設置後の写真

(3)小山市事業系廃棄物処理機器設置費補助金交付請求書(様式第９号)

(4)その他市長が必要と認めるもの

（補助金の交付）

第９条　市長は前条の規定による完了届を受理したときは、設置したことを確認した後、交付決定者の請求に基づき補助金を交付する。

ただし、第６条の交付決定を受けた会計年度の３月31日（休日の場合は休日でない直前の日）までに、機器を設置したことが確認できた場合に限る。

（補助金の返還等）

第 10 条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第 6 条第 1 項の補助金の交付決定または第 7 条第 2 項の変更承認を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その一部又は全部の返還を命じることができる。

(1)偽りその他の不正の手段により補助金の交付決定者又は交付を受けたとき。

(2)補助金を他の用途に使用したとき。

(3)法令又はこの要領の規定に違反したとき。

（管理義務）

第 11 条　交付決定者は、補助金の交付を受け設置した機器（以下「補助対象機器」という。）を良好な状態で維持管理するとともに、補助対象機器を設置した日から 5 年（以下「設置期間」という。）以上継続して使用しなければならない。ただし、補助対象機器の故障（正常な使用の範囲内において故障した場合に限る。）により、やむを得ず休止又は廃止する場合にあってはこの限りではない。

2　前項の規定により、休止又は廃止する場合には、速やかに小山市事業系廃棄物処理機器設置費補助金事業休止・廃止申請書（様式第 10 号）を提出し、市長の承認を得るものとする。

3　交付決定者は、補助対象機器による生成物を資源化目的に利活用し、又は適切に処理しなければならない。

4　交付決定者は、補助対象機器に係る関係書類を整理し、設置期間の間保管しなければならない。

（目的外の利用、譲渡等の禁止）

第 12 条　交付決定者は、補助対象機器を補助金の交付の目的に反して使用し、休止し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、交付決定者が補助金の全額を市に返還したとき又は設置期

間を経過したときは、この限りではない。

（利用状況の報告）

第 13 条　交付決定者は、設置期間内の各年度の終了日から 20 日以内に、小山市事業系廃棄物処理機器利用状況報告書（様式第 11 号）に必要書類を添付し、市長に提出するものとする。

（現地確認）

第 14 条　市長は、この要領の施行に必要な限度において、交付決定者の同意のもと、現地確認を行うことができる。

（補則）

第 15 条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和６年６月１日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

小山市長　○○　○○　様

申請者 所在地

事業者名

代表者氏名

電話

小山市事業系廃棄物処理機器設置費補助金交付申請書

小山市事業系廃棄物処理機器設置費補助金交付要領第５条第１項の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、補助金の交付を受けるに当たり、市長が市税の納付状況について調査することに同意します。

対象経費見積額	円
交付申請額	円 ※1,000円未満端数は切り捨て
連絡担当者	住　　所： (ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏　　名： 電話番号：

添付書類

１　事業計画書（様式第２号）
２　設置場所の案内図及び配置図
３　見積書の写し
４　仕様書等（製品の概要がわかるもの）
５　法人：登記簿謄本
　　個人：住民票及び市内に事業所があることが分かるもの
６　その他市長が必要と認める書類

様式第２号（第５条関係）

事　業　計　画　書

事業所名	
業　　種	
機器の名称及び能力	機種名： メーカー名： 購入店名： 処理能力：　　kg/日
処理方式	□堆肥型　　□乾燥型 □水処理型　　□その他（　　）
生ごみの発生源 及び内容	
生ごみの発生量	日量　平均　　kg　　最大　　kg 年間　　t
堆肥等の生成量 及び利用方法(※1)	年間　　t 利用方法
設置予定日	令和　　年　　月　　日
備　考	

（※1）については、堆肥型の場合のみ記入してください。

様式第３号（第６条関係）

小山市指令環第〇〇号

様

小山市長　〇〇　〇〇

小山市事業系廃棄物処理機器設置費補助金交付決定通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のありました小山市事業系廃棄物処理機器設置費補助金（以下「補助金」という。）については、次のとおり交付することに決定しましたので、小山市事業系廃棄物処理機器設置費補助金交付要領第６条第２項の規定により通知します。

交付決定額	円
交付の条件	次の各号のいずれかに該当することとなったときは、市長の請求に応じ、補助金を返還すること。 ⑴　偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。 ⑵　補助金を他の用途に使用したとき。 ⑶　法令又はこの要綱の規定に違反したとき。

様式第４号（第６条関係）

小山市指令環第〇〇号

様

小山市長　〇〇　〇〇

小山市事業系廃棄物処理機器設置費補助金不交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のありました小山市家庭廃棄物処理機器設置費補助金については、次のとおり交付しないことになりましたので、小山市事業系廃棄物処理機器設置費補助金交付要領第６条第２項の規定により通知します。

不交付の理由	

様式第５号（第７条関係）

年　　月　　日

小山市長　○○　○○　様

申請者　所在地

事業者名

代表者氏名

電話

小山市事業系廃棄物処理機器設置費補助金変更申請書

　　年　　月　　日付け小山市指令　　第　　号で交付決定を受けた小山市事業系廃棄物処理機器設置費補助金について、事業内容を下記のとおり変更したいので、小山市事業系廃棄物処理機器設置費補助金交付要領第７条第１項の規定に基づき申請します。

変更内容	
変更理由	
変更後の補助対象事業に係る経費	円
変更後の補助金交付申請額	円
連絡担当者	住　　所： (ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏　　名： 電話番号：

様式第６号（第７条関係）

小山市指令環第〇〇号

様

小山市長　〇〇　〇〇

小山市事業系廃棄物処理機器設置費補助金変更承認通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のありました小山市事業系廃棄物処理機器設置費補助金の変更については、下記のとおり承認することとしましたので、小山市事業系廃棄物処理機器設置費補助金交付要領第７条第２項の規定により通知します。

変更の内容	
変更後の補助金 交付決定額	円
変更における 条件	

様式第７号（第７条関係）

小山市指令環第○○号

様

小山市長　○○　○○

小山市事業系廃棄物処理機器設置費補助金変更不承認通知書

○○年○○月○○日付けで申請のありました小山市事業系廃棄物処理機器設置費補助金の変更については、下記のとおり承認しないこととしましたので、小山市事業系廃棄物処理機器設置費補助金交付要領第７条第２項の規定により通知します。

不承認の理由	

様式第８号（第８条関係）

年　　月　　日

小山市長　○○　○○　様

申請者　所在地

事業者名

代表者氏名

電話

小山市事業系廃棄物処理機器設置費補助金設置完了届

小山市事業系廃棄物処理機器設置費補助金交付要領第８条第１項の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり届出します。

設置事業所名	
設置機器名	
設置完了日	年　　月　　日

添付書類

１　機器を購入したことを証明する領収書及び保証書の写し

２　機器の設置前及び設置後の写真

３　小山市事業系廃棄物処理機器設置費補助金交付請求書（様式第９号）

４　その他市長が必要と認めるもの

様式第９号（第８条関係）

年　　月　　日

小山市長　○○　○○　様

申請者 所在地

事業者名

代表者氏名

電話

小山市事業系廃棄物処理機器設置費補助金交付請求書

小山市事業系廃棄物処理機器設置費補助金交付要領第８条第１項の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり請求します。

<table>
<tr><td colspan="2">設置費</td><td colspan="3">円</td></tr>
<tr><td colspan="2">交付請求額</td><td colspan="3">円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">振込先</td><td>金融機関名</td><td></td><td>支店名等</td><td></td></tr>
<tr><td>口座種別</td><td>普通　・　当座</td><td>口座番号</td><td></td></tr>
<tr><td>口座名義人</td><td colspan="3">（フリガナ）
</td></tr>
</table>

様式第１０号（第８条関係）

年　　月　　日

小山市長　○○　○○　様

申請者　所在地

事業者名

代表者氏名

電話

小山市事業系廃棄物処理機器設置費補助金事業休止・廃止申請書

小山市事業系廃棄物処理機器設置費補助金交付要領第１１条第２項の規定に基づき、次のとおり申請します。

設置事業所名	
設置機器名	
設置完了日	年　　月　　日
休止・廃止の理由	
休止・廃止の日	年　　月　　日

様式第１１号（第１３条関係）

年　　月　　日

小山市長　○○　○○　様

申請者 所在地

事業者名

代表者氏名

電話

小山市事業系廃棄物処理機器利用状況報告書

小山市事業系廃棄物処理機器設置費補助金交付要領第１３条第１項の規定に基づき、次のとおり報告します。

１　設置事業所名	
２　設置機器名	
３　年間処理量	kg
４　添付書類	□　毎月の利用状況表（任意書式） □　その他参考となる資料

※各年度終了後、20日以内に提出すること。